



労働安全衛生（六）：
労働安全衛生規則を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岩田, 実 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006492

労働安全衛生 (六)

— 労働安全衛生規則を中心として —

岩 田 実

序

労働安全衛生に関して、従来は、法制上、使用者の遵守しなければならない点、労働者の遵守しなければならない点とに分けて論じられてきた(法は、権利と義務をその主たる内容とするため)。

しかし、私は、生産工場において労働安全衛生を全うするためには、企業が人・物・金の三要素から構成されている点に着目して、建設物等の面からは如何なる点に留意すべきか、機械・設備等の面からは如何なる点に留意すべきか、人の面からは如何なる点に留意すべきか、更に、管理組織の面からは如何なる点に留意すべきかというように四つの観点からアプローチすべきであると論じてきた。⁽¹⁾

この見解に従って、拙稿「労働安全衛生」(一)⁽²⁾では、第一節として「主として建設物等の面からの危害防止のための措置」について論じ、「労働安全衛生」(二)⁽³⁾および「主として人の面からの危害防止のための措置」について論じ、「労働安全衛生」(四)⁽⁴⁾および「主として機械・設備等の面からの危害防止のための措置」について論じてきた。

本稿では、労働安全衛生の全うのためには、建設物等の面からの危害防止のための措置、人の面からの危害防止のための措置、および機械・設備等の面からの措置がなされても、労働者の多い事業場では、一人の人でそれらを遂行することが不可能であるから、複数の人によるそれらへのアプローチが必要となるので、「第四節 主として管理組織の面からの危害防止のための措置」と題して考察を加えるものである。すなわち、管理組織の面においては労働安全衛生の全うのために如何なる点に留意しなければならないかについて、労働安全衛生規則(労働安全衛生法制定後は当該法律等を含む)を中心として、しかも、行政解釈に立脚しながら論述しようとするものである。

- (1) 詳細については、拙稿「労働安全衛生(一)」(「大阪府立大学紀要」第一五巻所収)を参照されたい。
- (2) 「大阪府立大学紀要」第一五巻所収
- (3) 「大阪府立大学紀要」第一六巻、第一七巻所収
- (4) 「大阪府立大学紀要」第二〇巻、第二二巻所収

第四節 主として管理組織の面からの危害防止のための措置

従業員の少ない企業では、一人の人でもって労働安全衛生の全うを

期することはできるが、従業員が多い企業では、一人の人でもって労働安全衛生の全うを期することは不可能である。ここに複数の人によることが必要となる。いわゆる、管理組織の面からする危害防止のための措置が必要となるのである。

これについては、まず、安全管理者・衛生管理者・総括安全衛生管理者が選任され、彼等が労働安全ならびに労働衛生の任に当たるとともに、次に、彼等が安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会を構成し、それを通してより労働安全ならびに労働衛生の全うを図ることになっている（総括安全衛生責任者と安全衛生責任者については、元方事業者と下請事業者間の問題であるので、また、紙数の制約もあるので割愛する）。

以下において、「安全管理者」、「衛生管理者」、「総括安全衛生管理者」および「安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会」に分けて考察を加えることにする。

一、安全管理者

安全管理者は、あらゆる事業場で設置しなければならないというものではない。安全管理者を設置しなければならない事業場は、常時五〇人以上の労働者を使用する「林業」、「鉱業」、「建設業」、「運送業」、「清掃業」、「製造業（物の加工業を含む）」、「通信業」、「電気業」、「ガス業」、「水道業」、「熱供給業」、「自動車整備業」および「機械修理業」の業種の事業場である。（労安法二一条一項、労安法三一条参照）

ここにいう「常時五〇人以上の労働者を使用する」というのは、「日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が五〇人以上であること」（昭和四七・九・一八基発六〇二号）をいうのである。

また、事業場に関して、それが一の事業場であるか否かについては、

労働安全衛生（六）

主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として取扱う。しかし、たとえば工場内の診療所・自動車販売会社に附属する自動車工場・学校に附設された給食場等のごとく、同一場所にあっても著しく労働の態様を異にする部門については、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場として取扱うことが労安法をより適切に運用しようという場合には、その部門は別個の事業場として取扱うのである。また、場所的に分散しているものであっても出張所・支所等で規模が著しく小さく組織的関連・事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取扱うものとされている（昭和四七・九・一八基発九一号）。⁽²⁾以下において、事業場とあるときは、同様に解するものとする。

なお、右に述べた所定事業場以外において安全管理者を選任しても、その者は、すなわち「安全管理者の選任を要すべき事業場に該当しない事業場において選任された安全管理者」で、「法的なものではなく、単なる安全担当者に過ぎない」のである。⁽³⁾

安全管理者の行なう業務は、総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務（総括安全衛生管理者の行なう業務のうち安全管理者・衛生管理者を指揮することを除くもの）、すなわち「労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること」、「労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること」、「健康診断の実施その他健康管理に関すること」、「労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること」および「その他労働災害を防止するため必要な業務で労働省令で定めるもの」の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理することである（労安法二一条一項）。

ここにいう「安全に係る技術的事項」とは、「必ずしも安全に関する専門技術的事項に限るとの趣旨でなく、以上の業務のうちの安全に関する具体的事項をいう」(昭和四七・九・一八基発六〇二号)ものとされている。

従つて、安全管理者の行なう業務は、右に述べた総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全に関する具体的事項を管理することである。

すなわち、安全管理者の行なう業務は、具体的には、「イ」建設物・設備・作業所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置(設備新設時・新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む)、「ロ」安全装置・保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備、「ハ」作業の安全についての教育および訓練、「ニ」発生した災害原因の調査および対策の検討、「ホ」消防および避難の訓練、「ヘ」作業主任者その他安全に関する補助者の監督、「ト」安全に関する資料の作成・収集および重要事項の記録、「チ」その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における安全に関し必要な措置」など(昭和四七・九・一八基発六〇一号ノ一)のごとき事項を指すのである。

また、安全管理者は、作業場等を巡視し、設備・作業方法等に危険のおそれがあるときには、直ちにその危険を防止するために必要な措置(いわゆる、その権限内において直ちに所要の是正措置を講ずることのほか、事業者等に報告してその指示を受けること(5))を講じなければならぬのである(労安則六)。そのために、安全管理者には、安全に関する措置をなしうる権限が、事業者により与えられることになっている(労安則六)。この「安全に関する措置」とは、右に述べた安全管理者の

行なう具体的業務としてあげたいないしチのそれをいうのである。なお、実際上の日常の安全管理業務の標準的なものに関しては、野口三郎氏がその著「安全管理の理論と実際」において述べておられるので、同書を参照されたい。

次に、安全管理者になることのできる資格を有している者は、「学校教育法(昭和二年法律二六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令三八号)による大学を含む。以下同じ) または高等専門学校(旧専門学校令(明治三六年勅令六一号)による専門学校を含む。以下同じ)における理科系統の正規の課程(職業訓練法(昭和四四年法律六四号)による職業訓練大学校における長期指導員訓練課程を含む)を修めて卒業した者で、その後三年以上以上産業安全の実務に従事した経験を有する者」、「学校教育法による高等学校(旧中学校令(昭和一八年勅令三六号)による中等学校を含む。以下同じ)において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上産業安全に従事した経験を有する者」、「学校教育法による大学または高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者」、「職業訓練法九条の高等訓練課程の養成訓練(当該訓練において履修すべき専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限り)を修了した者で、その後五年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者」、「職業訓練法九条の専修訓練課程の養成訓練(当該訓練において履修すべき専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限り)を修了した者で、その後六年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者」および「一〇年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者」である(労安法二条、労安則五条、昭和四七・一〇(二)労働省告示三三九号「労働安全衛生規

則五条三号の規定に基づき、労働⁽⁸⁾大臣が定める者を定める告示。

ここにいう学校教育法による大学または高等専門学校における「理科系統の正規の課程」とは、「学校教育法(昭和二年法律二六号)および国立学校設置法(昭和四年法律一五〇号)に基づいて設置された理科、化学科等に関する学料たとは機械工学、土木工学科、農業土木科、化学科等という趣旨であること」とされている。

また、学校教育法による高等学校における「理科系統の正規の学料」とは、「学校教育法に基づいて設置された理化学または工学に関する学料たとは機械工学、造船科等という趣旨であること」とされている。

そして、産業安全の実務に従事した経験を有する者となること「産業安全の実務」については、「必ずしも安全関係専門の業務に限定するのではなく、生産ラインにおける管理の業務をも含めて差し支えない⁽¹¹⁾」ものとされている。

安全管理者は、右に述べた有資格者の中から選任されるのである。しかし、事業者が安全管理者を選任するについては、以上の資格を有する者にして、「その事業場に専属の者」の中から選出することになっている⁽¹²⁾。そして、安全管理者を選任するに当たっては、「安全管理者を選任すべき事由が発生した日から一四日以内に選任すること」および「次の表の中欄に掲げる業種に応じて、常時同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場においては、安全管理者のうち少なくとも一人を専任の安全管理者とする(ただし、同表四の項の業種にあつては、過去三年間の労働災害による休業一日以上の死傷者数の合計が一〇〇人をこえる事業場に限る)」と定められているところにより行なわなければならないのである⁽¹³⁾。

労働安全衛生(一六)

要するに、常時五〇人以上の労働者を使用する「林業」、「鉱業」、「建設業」、「運送業」、「清掃業」、「製造業(物の加工業を含む)」、「通信業」、「電気業」、「ガス業」、「水道業」、「熱供給業」、「自動車修理業」および「機械修理業」の業種の事業場においては、当該事業場に専属する者にして前述の所定の資格を有する者の中から、安全管理者を、安全管理者の選任をなすべき事由の発生した日(いわゆる、常時使用する労働者が五〇人以上になった日、安全管理者に欠員を生じた日等)⁽¹⁴⁾から一四日以内に、選任しなければならないとされている。そして安全管理者を選任したときには、遅延なく所轄の労働基準監督署長に、様式第三号による報告書を提出しなければならないのである⁽¹⁵⁾。

またその選任した安全管理者が旅行・疾病・事故その他やむを得ない事由によって職務を行なうことのできないときには、その代理者を選任しなければならないとされている⁽¹⁶⁾。

このようにして選任される安全管理者は、当該事業場に勤務する者(専属する者)であればよいと規定されているだけであるので、安全管理者を他の職務と兼任するのであつてもよいし、また、安全管理者を専任とするのであつてもそのいずれでもよい。しかし、既に述べた

四	三	二	一
労働安全衛生法施行令(以下「令」という。) 第二条第一号及び第二号に掲げる業種(一の項から三の項までに掲げる業種を除く。)	紙・パルプ製造業 鉄鋼業 造船業	無機化学工業製品製造業 化学肥料製造業 道路貨物運送業 港湾運送業	建設業 有機化学工業製品製造業 石油製品製造業
二十人	千人	五百人	三百人

ように所定の数以上の労働者を使用する所定の業種の事業場等においては、安全管理者のうちの一人は少なくとも専任(専任の安全管理者)でなければならぬとされているのである(労働安全四項)。

以上に考察したように、労働安全衛生規則等においては、安全管理者を設置しなければならない事業場に関しての規制は存するも、何人設置しなければならぬという員数に関しての規制は存していない。企業においては、公害問題に関してもその傾向がみられること、生産に直結する面に対しては経費を厭わないが、そうでない面にはなかなか経費をかけようとしめない傾向が大である。このことは、労働安全に関してもいえることである(一般に、企業の予算の中に、労働安全に関する独立の科目を見ないのもこの点を立証しているものといえよう)。このように、労働安全に関しては、一般になおざりにしている傾向が大であるから、その員数についても規制をなすべきである。

また、所定の数以上の労働者を常時使用している所定の業種の事業場以外の事業場では、専任の安全管理者を設置しなくてもよいとされているが、兼任の安全管理者の場合には、如上のごとき企業のあり方からして、その安全管理の業務を十分に全うしうることは困難であるといえる(労働安全に対し、本来の職務に対すると同様の配慮をなし得ないこと、およびどうしても後者にウエイトがかかり前者がおざりにされがちであることによる)。従って、安全管理者を設置しなければならない事業場においては、専任の安全管理者を少なくとも一人は設置すべきである。

さらに、安全管理者は当該事業場に専属の者すなわち従業員の中から選任されることになっているが、この点についても如上の事由や組織の一員であることにより、従業員としての安全管理者の場合には、その発言力が弱くまた行動面においても限界が存する。従って、

より労働安全を全うするためには、当該事業場に専属の者の中から選任するのではなく、当該事業場に専属でない者いわゆる従業員でない者からも選任するようになすべきであろう。

- (1) 労働省大臣官房総務課監修「新労働関係法令集」(1) 四三〇頁
- (2) 渡辺健二著「労働安全衛生法の詳解」 九一頁
- (3) 「同書」 一〇二頁
- (4) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」 四三二頁
- (5)(6) 「同書」 六〇六頁
- (7) 野口三郎著「安全管理の理論と実際」 一四二〜一四四頁
- (8) 労働省告示については、労働省編「労働総覧」四八年版 二九三頁参照
- (9)(10) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」 六〇五頁
- (11) 「同書」 六〇五頁、渡辺健二著「前掲書」 一〇二頁
- (12)(13) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」 六〇五頁
- (14) 「同書」 七五〇/二〇頁所収を参照されたい。

二 衛生管理者

衛生管理者は、すべての事業場において設置しなければならないというものではない。衛生管理者を設置しなければならない事業場は、常時五〇人以上の労働者を使用する事業場である(労働安全二条)。安全管理者の場合も常時五〇人以上の労働者を使用する事業場という員数の点については同様であるが、その対象が労働安全である故に、その上に、業種に関し規制がなされていた。すなわち、安全管理者については、既に述べたごとき所定の業種で、かつ、常時五〇人以上の労働者を使用する事業場であるが、衛生管理者については、業種の如何を問わず常時五〇人以上の労働者を使用する事業場である。このように、業種の如何を問うか否かという点に、その設置につき差異を有してい

る。

衛生管理者の員数については、五〇人以上二〇〇人以下の労働者を使用する事業場では一人以上、二〇〇人をこえ五〇〇人以下の労働者を使用する事業場では二人以上、五〇〇人をこえ一、〇〇〇人以下の労働者を常時使用する事業場では三人以上、一、〇〇〇人をこえ一、〇〇〇人以下の労働者を常時使用する事業場では四人以上、二、〇〇〇人をこえ三、〇〇〇人以下の労働者を常時使用する事業場では五人以上、三、〇〇〇人をこえる労働者を常時使用する事業場では六人以上でなければならぬとされている(労働七法^(一)第三号)。このような員数に関する規制は、安全管理者については存していない。これは、その遂行すべき職務の対象によるものと解しうる。

次に、衛生管理者となることのできる資格を有している者は、「都道府県労働基準局長の免許を受けた者」および「その他労働省令で定める資格を有する者」である(労働七法^(一)第二号)。

「都道府県労働基準局長の免許を受けた者」とは、「都道府県労働基準局長の行なう衛生管理者免許試験に合格をした者」と「その他労働省令で定める資格を有する者」(すなわち、「学校教育法による大学または高等専門学校において、医学に関する課程を修めて卒業した者」、「学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者」で労働衛生に関する講座または学科を修めた者)、「保健婦・助産婦・看護婦法(昭和三年法律二〇三号)七条の規定により保健婦免許を受けた者(同法五一条三項により当該免許を受けた者を除く)」、「(衛生管理者規程、^(二)程二条一号)」、「医師法(昭和三年法律二〇一号)一一一条二号および三号に掲げる者」(同規程^(二)、^(三)条二号)、「歯科医師法(昭和三年法律二〇二号)一一一条に掲げる者」(同規程^(二)、^(三)条三号)、「薬剤師法(昭和五年法律一四六号)

二条の規定により薬剤師の免許を受けた者」(同規程^(二)、^(三)条四号)、「都道府県労働基準局長が前三号(二条二号、三号、四号)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者」(同規程^(二)、^(三)条五号)で免許証の交付を受けた者である(労働七法^(一)第二号七五)。そして、右に述べた衛生管理者規程二条五号所定の「同等以上の能力を有する者」については、現在のところ該当する者はなく、今後該当すると考えられる者があれば、その都度本省への稟伺を経て決定されるということになっている(昭和四七・一一・一五基発七二七号参照)。

「その他労働省令で定める資格を有する者」とは、「医師」、「歯科医師」および「その他労働大臣の定める者」(すなわち、「教育職員免許法(昭和四年法律一四七号)四条の規定に基づく保育体育もしくは保健の教科についての中学校教諭免許状もしくは高等学校教諭免許状または養護教諭免許状を有する者で、学校教育法(昭和二年法律二六号)一条の学校に在職する者(常時勤務に服する者に限る)」、「学校教育法による大学または高等専門学校において、保健体育に関する科目を担当する教授・助教授または講師(常時勤務に服する者に限る)」、「(労働七法^(一)第二号二〇、労働七法^(一)第二号二〇)」。そして、この「その他労働省令で定める資格を有する者」としての衛生管理者は、衛生管理者免許証を受けることなく衛生管理者となりうる資格を有している者である(昭和四七・九・一八基発六〇一号の^(三)参照)。

そして、以上に述べた衛生管理者免許証の交付をされている者およびその交付を受けなくとも衛生管理者としての資格を有している者で、当該事業場の専属の者でなければ、当該事業場の衛生管理者となることのできないのである。

また、衛生管理者は、当該事業場に専属の者であれば、他の職務と

の兼務であってもよいが、しかし、「常時一、〇〇〇人をこえる労働者を使用する事業場」および「坑内労働」または「多量の高熱物体を取扱う業務および著しく暑熱な場所における業務」、「多量の低温物体を取扱う業務および著しく寒冷な場所における業務」、「ラジウム放射線・エックス線その他の有害放射線に曝される業務」、「土石・獣毛等のじんあいまたは粉末を著しく飛散する場所における業務」、「^④「^④さく岩機・鉦打機等の使用によって著しく振動を与える業務」、「^④重量物の取扱い等重激なる業務」、「^④ボイラ製造等強烈な騒音を発生する場所における業務」、「^④鉛・水銀・クローム・砒素・黄燐・弗素・塩素・酸素・硝酸・亜硫酸・硫酸・一酸化炭素・青酸・ベンゼン・アニリン等その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気またはガスを発散する場所における業務」に、常時三〇人以上の労働者が従事しているところの常時五〇人以上の労働者を使用している事業場^④では、そのうちの一人は、専任の衛生管理者でなければならないとされている（^④労働安全衛生法七条一項四、^④労働安全衛生法八条）。

たとえば、前述の所定の業務に三〇人以上の労働者が従事しているところの常時六五〇人の労働者を使用している事業場では、三人以上の衛生管理者を設置しなければならず、しかも、そのうちの一人は少なくとも専任の衛生管理者でなければならないのである。しかし、常時六五〇人以上の労働者を使用している事業場であってもそれら業務に従事している労働者が三〇人未満であるときには、専任の衛生管理者を設置しなくてもよいのである。そして、前述の所定の業務云々の如何を問わず、常時五〇〇人未満の労働者しか使用していない事業場では、専任の衛生管理者を設置する必要はないが、常時一、〇〇〇人以上の労働者を使用している事業場では、四人以上設置しなければならない衛生管理者のうちの一人は少なくとも専任の衛生管理者としなければならないのである。

そして、とくに、前述の業務のうちの「多量の高熱物体を取扱う業務および著しく暑熱な場所における業務」、「ラジウム放射線・エックス線その他の有害放射線に曝される業務」、「異常気圧下における業務」、「^⑤鉛・水銀・クローム・砒素・黄燐・弗素・塩素・塩酸・硝酸・亜硫酸・硫酸・一酸化炭素・二硫化炭素・青酸・ベンゼン・アニリンその他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気またはガスを発散する業務」に常時三〇人以上の労働者が従事しているところの常時五〇人以上の労働者を使用している事業場では、選出すべき三人以上の衛生管理者のうちの一人は、衛生工学衛生管理者免許証を有する者でなければならないとされている（^⑤労働安全衛生法七条一項五号）。

そして、専任・兼任に関する規定は存しないから、衛生工学衛生管理者免許証を有する者にして衛生管理者となる者は、当該事業場に専属する者であれば、専任の衛生管理者であっても他の職務を兼任する兼任の衛生管理者であってもよいのである。

衛生管理者は、衛生管理者を選任すべき事由の発生した日（当該事業場の規模が前述の衛生管理者を設置しなくなつた日、衛生管理者に欠員を生じた日等を指す）^⑥から一四日以内に選任しなければならないとともに、その選任がなされたときには、事業者は遅延なく様式第四号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている（^⑥労働安全衛生法七条二項）。

以上のようにして選任されるところの衛生管理者の行なう業務は、総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務（総括安全衛生管理者の行なう業務のうち、安全管理者および衛生管理者を指揮することを除く業務）、すなわち「労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること」、「労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること」、「健康診断の実施その他健康管理に関すること」、「労働災害

の原因および再発防止対策に関すること」および「その他労働災害を防止するための必要な業務で労働省令で定めるもの」の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理することである(労安法二条一項)。

ここにいう「安全に係る技術的事項」とは、必ずしも衛生に関する専門技術的事項に限る趣旨ではなく、前述の総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうちの衛生に関する具体的事項をいうものとされている(昭和四七・九・一八基発六〇二号参照)。

従って、衛生管理者の行なう業務は、具体的には、「健康に異常ある者の発見および処置」、「作業環境の衛生上の調査」、「作業条件・施設等の衛生上の改善」、「労働衛生保護具・救急用具の点検および整備」、「衛生教育・健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項」、「労働者の負傷および疾病、それによる死亡・欠勤および移動に関する統計の作成」、「その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一場所において行なわれる場合における衛生に關し必要な措置」および「その他衛生日誌の記載、職務上の記録の整備等」を行なうことである(昭和四七・九・一八基発六〇一号の(九)⑨)。そして、それらの業務を行なう権限を事業者は衛生管理者に与えなければならないとされている(労安則二条二項)。

また、衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場を巡視し、設備・作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされている(労安則二条二項)。このように衛生管理者も、安全管理者の場合と同様作業場巡視をしなければならないのであるが、衛生管理者の場合には少なくとも一週一回という定期巡視であるも、安全管理者の場合はその規制はなく(たとえば一週一回というごとき)、単に巡視しなければならぬとされているだけである。

労働安全衛生(六)

なお、衛生工学衛生管理者免許証を有している者にて衛生管理者となつた者については、その行なう業務は、前述の総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうちの衛生に係る技術的事項(すなわち衛生管理者の行なう業務)で衛生工学に関するものを管理することである(労安則二条二項)。

従って、具体的には、「作業環境の測定およびその評価」、「作業環境内の労働衛生関係施設的设计・施行・点検・改善等」、「作業方法的衛生工学的改善」および「その他職務上の記録の整備等」である(昭和四七・九・一八基発六〇一号の二)⑩。

要するに、衛生管理者は、当該事業場に専属する者(常時勤務する者)の中から、前述の所定の事業場において、所定の員数の者が選任されることになっている。そして、所定の事業場における衛生管理者については、そのうちの一人は少なくとも専任の衛生管理者でなければならぬとされ、他は他の業務を兼任した衛生管理者であっても差し支えないとされている。しかし、専任の衛生管理者を設置しなくともよい事業場も存している。このような事業場においても、企業は生産第一主義で生産に直接に結びつかない面には自主的に経費をかけようとしないうから、兼任の衛生管理者ではその業務を十分に果たしうるとはいえないので、衛生管理者のうちの一人は少なくとも専任の衛生管理者とすべきである。

また、衛生管理者を一人しか設置しない事業場においては、その者を専任とすべきであろう。また、衛生管理者は、当該事業場に専属の者でなければならないとされているが、この点についても、如上の理由や専属の者であれば組織の一員として労働衛生に対する発言力も弱く行動面においても限界が存するから、そううちの何人かは、当該事業場に専属でない者すなわち従業員でない者から選任しうるようすべからざるである。

労働安全衛生(六)

(1) 本稿一七頁を参照されたい

(2) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」七五〇の六九頁

(3) 「同書」六〇七頁

(4) 当該業務は、女子・年少者等に就かせてはならない業務として列挙されている中の一部と同様といっているので、また、「……………従来(1)の労働基準法……………」等に関する法律(これらに基づく命令を含む)に関する通達で、法または令に相当規定があるものについては、当該規定により出されたものとして取扱うこととする昭和四七・九・一八基発六〇二号(新労働関係法令集(1)四八七頁所収)が存するので、その詳細については、拙稿「労働安全衛生」(三)、「大阪府立大学紀要」一七巻所収(三四〜四三頁を参照されたい)。

(5) 衛生工学衛生管理者免許を受けることのできる者は、「学校教育法による大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者で、労働大臣の定める講習を修了した者」および「その他労働大臣が定める者」(すなわち、職業訓練法(昭和四四年法律六四号)による職業訓練大学校における長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者で、衛生管理者規程三条に規定する講習を修了した者)である(労安則別表第四、衛生管理者規程四条参照)。

(6) 労働大臣官房総務課監修「前掲書」六〇七頁

(7) 「同書」七五〇の二頁所収を参照されたい。

(8) 渡辺健二著「前掲書」一一〇頁、労働大臣総務課監修「前掲書」四三頁

(9)(10) 渡辺健二著「前掲書」一一二頁、労働省大臣官房総務課監修「前掲書」六〇八頁

三 総括安全衛生管理者

安全管理者および衛生管理者が選任されて安全管理および衛生管理の全うがなされるのである。しかし、それらの人が複数である場合、

各個が個々にその活動をしたのでは不統一を来たしひいては本来の目的を達し得がなくなる。このような観点を考慮して、法は、安全管理者および衛生管理者を指揮させるとともに一定の業務を統括管理させるために、総括安全衛生管理者に関する定めをしている(労安法⁽¹⁾。このように、安全管理者および衛生管理者は総括安全衛生管理者を補佐する者として位置づけられ、労働安全衛生管理が企業の生産ラインと一体的に運営されることを期待して、この総括安全衛生管理者には、当該事業の実施を統括管理する者があたることとされている⁽¹⁾。

総括安全衛生管理者は、安全管理者および衛生管理者の場合と同様、すべての事業場において設置しなければならないというものではない。総括安全衛生管理者を設置しなければならない事業場は、「林業」、⁽²⁾「鉱業」、⁽³⁾「建設業」、⁽⁴⁾「運送業」および「清掃業」の業種で、常時一〇〇人以上の労働者を使用している事業場、「製造業(物の加工業を含む)」、⁽⁵⁾「通信業」、⁽⁶⁾「電気業」、⁽⁷⁾「ガス業」、⁽⁸⁾「水道業」、⁽⁹⁾「熱供給業」、⁽¹⁰⁾「自動車整備業」および「機械修理業」の業種で、常時三〇〇人以上の労働者を使用している事業場⁽¹⁾および「その他の業種で、常時一、〇〇〇人以上の労働者を使用している事業場」である(労安令⁽²⁾。もちろん、その総括安全衛生管理者の人数は一人である。

ここにいる「物の加工業」については、給食の事業でも学校附設の給食場についての事業場の単位に関しては、一の教育委員会の管轄下の給食場をまとめて一の事業場として扱うものとされている(昭和四七・九・一八基発六〇二号参照⁽²⁾)。また、クリーニング業、解体の事業、装飾の事業も、設備の面からみても製造業と同様の実態を備えているものも多いので、物の加工業に含まれるとされている(昭和四八・三・二基収二八九号の一参照⁽³⁾)。

そして、「常時一〇〇人以上、三〇〇人以上あるいは一、〇〇〇人以上の労働者を使用している」としているのは、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が一〇〇人以上、三〇〇人以上あるいは一、〇〇〇人以上であることとをいうのである（昭和四七・九・一八基発六〇二号参照⁴）。いわゆる本雇いの労働者数のみをいうのではなく、本雇いの労働者数プラス臨時雇いの労働者数をいうのである。

次に、総括安全衛生管理者の行なう業務は、「安全管理者・衛生管理者を指揮すること」および「労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関する業務」、「労働者の安全または衛生のための教育の実施に関する業務」、「健康診断の実施その他健康管理に関する業務」、「労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する業務」および「その他労働省令で定める労働災害を防止するための必要な業務」を統括管理することである（労安法一⁵）。

ここにいう「業務を統括管理する」とは、「それら業務が適正かつ円滑に実施されるよう所要の措置を講じ、かつ、その実施状況を監督する等当該業務について責任をもってとりまとめること」（昭和四七・九・一八基発六〇二号⁶）をいうのである。また「その他健康管理に関する業務」とあるのは、「健康診断の実施結果に基づいて事後措置、作業環境の管理および保健指導その他労働者の健康の保持増進を図るための措置等」を指すのである（昭和四七・九・一八基発六〇二号⁶）。

総括安全衛生管理者となることのできる資格を有している者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理している者である（労安法二⁷参照）。この「その事業の実施を統括管理している者」というのは、「工場長、作業所長の名称の如何を問わず、当該事業場における事業の実施について実質的に統括管理する権限および責任を有している者」をい

う（昭和四七・九・一八基発六〇二号⁷）のである。このように、総括安全衛生管理者となることのできる資格を有している者は、当該事業場における事業の実施を統括管理している者とされているからといって、工場長・作業所長等に限るのでなく、実質的に当該事業場における事業の実施を統括管理している者ならば、たとえば、工場次長・工場長代理・作業所長代理等々であってもよいとされているのである。もちろん、当該事業場に専属の者（常時勤務している者）に限ることはいうまでもない。また、安全管理者の場合のごとく、たとえば大学を卒業した者でその後一定期間安全の実務を経験した者でなければならぬとか、衛生管理者の場合のごとく、たとえば衛生管理者免許試験に合格して免許証を交付された者でなければならぬとかいうような規制は存していない。ただ、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者であればよいのである。

實際上、総括安全衛生管理者となつていない者には、当該事業場の長すなわち工場長・作業所長等が多いようである（労安法八⁸）。

総括安全衛生管理者の選任は、安全管理者および衛生管理者の場合同様、その選任すべき事由の発生した日（当該事業場の業種に依じて、その規模が政令で定める規模に達した日、または総括安全衛生管理者に欠員が生じた日等⁹）から一四日以内に行ない。選任をしたときには、遅延なく様式第三号による報告書（安全管理者の場合と同じ様式）を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならないのである（労安法一〇¹⁰）。また、事業者は、総括安全衛生管理者が旅行・病気・その他やむを得ない事由によって職務を行なうことができないときには、その代理者を選任しなければならないとされている（労安法一〇¹¹）。なお、この代理者の選任については、前述の事由が生ずる以前に行なっても差し支えないとされている（昭和四七・九・一八基発六〇一¹¹号の一）。

この代理者の選任に関しては、安全管理者および衛生管理者についても同様である。

- (1) 渡辺健二著「前掲書」九〇頁参照。
- (2) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三〇頁
- (3) 渡辺健二著「前掲書」九三頁、労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三〇頁
- (4) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三〇頁
- (5) 渡辺健二著「前掲書」九四頁、労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三〇頁
- (6) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三〇頁
- (7) 渡辺健二著「前掲書」九四頁、労働省大臣官房総務課監修「前掲書」九四頁
- (8) 野村三郎著「前掲書」一四九頁参照
- (9) 昭和四七・九・一八基発六〇一号の一（労働省大臣官房総務課監修「前掲書」六〇四頁所収）
- (10) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」七五〇の二〇頁所収を参照されたい。
- (11) 「同書」六〇四頁

四、安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会

安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会は、既に述べたところの安全管理者・衛生管理者・総括安全衛生管理者およびその他で構成され、労働安全および労働衛生の全うを図かろうとするものである。

(一) 安全委員会

安全委員会は、あらゆる事業場で設置しなければならないというものではない。安全委員会を設置しなければならないという事業場は、常時一〇〇人以上の労働者を使用する「林業」、「鉱業」、「建設

業」、「運送業（物の加工業を含む）」、「清掃業」、「製造業」、「通信業」、「電気業」、「ガス業」、「水道業」、「熱供給業」、「自動車整備業」および「機械修理業」の業種の事業場である（労働安全衛生法七条一項、同法二条八条）。すなわち、それは、員数の点を除けば、安全管理者を設置しなければならない事業場と同じである。

安全委員会の行なう業務は、「労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること」、「労働災害の原因および再発防止対策で、安全に係るものに関すること」および「その他労働者の危険防止に関する重要事項」（これには、「安全に関する規定の作成に関すること」、「安全教育の実施計画の作成に関すること」および「新規に採用する機械・器具その他の設備または原材料に係る危険の防止に関すること」が含まれるものとされている）を調査審議して、事業者に対して意見を述べることである（労働安全衛生法一七条）。しかし、この安全委員会の意見を受けた事業者が、その意見を具現化していくについての規制は存していない。いわゆる、法制上は意見を聴き放なしということになっている。ここに重大な問題点が存している。また、この労働安全法一七条一項は旧労働安全法八条一項と同旨であるので、安全委員会の性格は、諮問機関であるといわれている。しかしながら、安全委員会は、単なる諮問機関であるのではなく、労働安全をよりよく全うするための促進機関としての法的性格を与えられるものでなければならぬ。この点については、新しく労働安全法が制定されその一条でその目的に関し、「……職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進すること……」と定められているところから、単に諮問機関としての性格だけでなく、諮問機関以上の性格いわゆる促進機関としての性格をも与えられているものと解する。

安全委員会の構成は、「総括安全衛生管理者または総括安全衛生管

理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者のうち事業者が指名した者（以下第一号委員という）、「安全管理者のうち事業者が指名した者」および「当該事業場の労働者で安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者」とで構成されることになっている（（労安法一））。

ここにいう「総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者」というのは、（労安法一〇条）に基づいて総括安全衛生管理者の選任を必要としない事業場について規定されているものであって、そして「これに準ずる者」とは、当該事業場において事業の実施を統括管理する者以外の者で、その者に準じた地位にある者（たとえば、副所長、副工場長など）を指すとされている（（昭和四七・九・一八基発六〇二号参照））。従って、第一号委員については、総括安全衛生管理者の設置されている事業場では、その者が第一号委員となり、総括安全衛生管理者の設置されていない事業場では、前述の「総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者」が第一号委員になるのである。この第一号委員は、安全委員会の議長になるものとされている（（労安法二））。

また、「安全に関し経験を有する者」とは、「狭義の安全に関する業務経験を有する者のみをいうのでなく、当該事業場における作業の実施またはこれらの作業に関する管理の面において、安全確保のために関係した経験を有する者をも広く含めて総称している」（（昭和四七・九・一八基発六〇二号））のである（（三））。

そして、第一号委員は一人とされているが（（労安法二））、第一号委員以外の委員すなわち「安全管理者のうちから事業者が指名した者」および「当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事

業者が指名した者」についての員数に関しては規制が存していない。従って、安全委員会は何人で構成されなければならないとか、または、事業場の業種や規模等に依りて何人でなければならないということともない。この点に関して行政解釈では、「事業の規模・作業の実態に即し、適宜に決定すべきものである」（（昭和四一・一・二三基発四六号））としている。実際上は、「委員の選出は、規模の大小によって違うが、作業者二〇名〜三〇名に一名ぐらいが標準である」とされ、「委員会の構成人員は、五名からせいぜい一五名ぐらいが適切である」といわれている。

更に、前述の安全委員会を構成する第一号委員以外の委員については、その半数は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合の推薦に基づいて、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならないとされている（（労安法四））。そして、ここで「推薦に基づいて指名する」といっているのは、適法な委員の推薦があった場合には、第一号委員以外の委員の半数の限度において、その者を委員として指名しなければならないということを意味しているのである（（昭和四七・九・一八基発六〇二号））。なおこの第一号委員以外の委員の過半数といわないで半数といっている点からするならば、安全委員会は、第一号委員が一人で第一号委員以外の委員を偶数と推定しうるから、奇数の人員でもって構成されるものと解される。

以上のようにして、安全委員会の議長および第一号委員以外の委員が選任されるのであるが、しかし、これらについては、当該事業場に過半数の労働者で組織されている労働組合があり、その労働組合との間において別段の定めがあるときは、その限度において選任すればよいとされている（（労安法五））。たとえば、議長は、必ずしも第一号委員でな

くても、当該安全委員会の委員の互選によるものとしてもよいのである。

なお、安全委員会は、次の項で述べる衛生委員会同様、毎月一回以上開催し、委員会の運営についての必要な事項は、当該委員会で定めるものとされている（労安則三三項）。また、事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存しなければならないとされている（労安則二）。

また、安全委員会の会議の開催に要する時間は、労働時間と解することとされている。従って、会議が法定時間外に行なわれた場合には、それに参加した労働者に対し、当然、割増賃金が支払われるべきであるとされている（昭和四七・九・一八基発六〇二号）。このようにして、企業の生産第一主義に対し、労働安全に対する法制上の配慮がなされているものといえる。なおまた、法定時間外とあるのは、所定時間外と解すべきである（割増賃金との関係において述べられているから）。

ところで、以上の内容を有する安全委員会は、労働安全に対し、当該事業場において「積極的な機能を果たすためのもの」であるが、實際上は、「使用者の安全管理についての諮問機関」として取扱われている傾向にあって、労働安全に対し当該事業場において「消極的な機能」しか果たしていない。また企業におけるその位置づけも、生産に直結しないものとして軽んじられている。いわゆる、「利潤追及のために、安全・衛生のコストを切り下げ、業務命令権を背景に、危険な生産活動に労働者を協力させている」⁽¹⁰⁾実状にある。

ここに、重大な問題点が存している。この解消のためには、使用者に、「使用者も人なれば労働者も人であるという人間尊重の精神を求めること」、⁽¹¹⁾「労働安全衛生法等により労働安全の確保が義務づけら

れていることを積極的に要求すること」および「労働災害が惹起した場合の企業にもたらされる諸種の影響を勘案させること」等の諸点よりアプローチすべきである。

(二) 衛生委員会

衛生委員会は、あらゆる事業場において設置しなければならないというものではない。衛生委員会を設置しなければならない事業事は、常時一〇〇人以上の労働者を使用しているすべての業種の事業場である（労安法一八条）。安全委員会の場合も一〇〇人以上という員数の点については同じであるが、すべての業種でなく一定の業種である点において、その設置上の差異を有している。

衛生委員会の構成は、「総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者のうちから事業者により指名された者（以下「第一八条第二項第一号の者である委員」という）」、「衛生管理者のうちから事業者により指名された者」および「当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者により指名された者」とで構成されることになっている（労安法）。⁽¹¹⁾なお、その他に、衛生委員会の委員として産業医（専属の産業医でなくともよい）をその構成員としてもよいとされている（労安法一八）。

ここにいう「総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者」とは、安全委員会のところで述べていると同様で、総括安全衛生管理者の設置されているところでは総括安全衛生管理者が、総括安全衛生管理者の設置されていない事業場では当該「総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者」が、第一八条第二項第一号の者である委員になるという意味であ

(12) 詳細については、前記(一)安全委員会を参照されたい。また、「これに準ずる者」とはについても、安全委員会のところで述べていると同様で、事業場においてその事業の実施を統括管理する者以外の者でその者に準じた地位にある者、たとえば、副所長・副工場長などを指すのである。(13)

そして、衛生委員会の構成人員については、安全委員会の場合と同様、何の規制も存していないが、「第一八条第二項一号の者である委員」は一人とされている。そして、この「第一八条第二項一号の者である委員」が、衛生委員会の議長になるものとされている(労安法二八条第二項)。第一八条第二項一号の者である委員以外の委員」については、何人という規定は存していないが、その半数については、安全委員会の第一号委員以外の委員の場合と同様、当該事業場に労働者の過半数で組織している労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織している労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき、事業者により指名された者でなければならぬのである(労安法二七条四項)。このことからすると、当該第一八条第二項第一号の者である委員以外の委員は、偶数であると推定しうる。従って、衛生委員会の構成人員は奇数と解しうる。詳細については、本稿二七頁を参照されたい。また、「推薦に基づき指名する」とはについても、安全委員会のところで述べていると同様であるので同所を参照されたい。

以上の衛生委員会の議長および第一八条第二項第一号の者である委員以外の委員の選任については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときには、その取決めに従ってよいとされている(労安法二七条五項、一八条四項)。

次に、衛生委員会の行なう業務は、「労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること」、「労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係るものに関すること」および「その他労働者の健康障害の防止に関する重要事項(これには、「衛生に関する規定の作成に関すること」、「衛生教育の実施計画の作成に関すること」、「定期に行なわれる健康診断の結果およびその結果に対する対策の樹立に関すること」および「新規に採用する機械・器具その他の設備または原材料に係る健康障害の防止に関すること」が含まれるとされている)」を調査審議し、事業者に対し意見を述べることである(労安法二三条)。しかし、この意見を受けた事業者は、それを具現化しなければならないという規制は存していない。法制上は、聴き放しということになっている。ここに、重大な問題点が存している。衛生委員会の法的性格については、労安法一八条に法源が存し、旧労安則二〇条と同旨であるも、新しく労安法が制定されてその第一条においてその目的の規定されているところにより、安全委員会のそれと同様に解する(詳細については、本稿二六頁を参照されたい)。

ここにおいて「衛生に関する規定」については、「健康診断の実施に関する規定、有害な業務その他職業性疾病を発生するおそれがある業務などについての作業の実施要領・作業環境の点検および測定の要領に関する規定が含まれる」と、「衛生教育」については、「労働安全衛生法五九条および六〇条による安全衛生教育(雇入れ時、作業内容変更時、職長等に対する安全衛生教育)等のうち衛生に係るもののほか、随時必要な時期における労働者に対する衛生教育が含まれる」と、「健康診断結果」については、「職場の健康管理対策に資することができる内容のものであればよく、受診者個々の健康診断結果は含まれない」と、「新規に採用する機械・器具その他の設備または原材料に係る健康障害の防止に関すること」については、「新規に採用される機

械・器具その他の設備および原材料について、それに係る健康障害の防止という見地から検討し、その対策を確認する趣旨である」とされている（昭和四七・九・一八基発六〇一号の一）。

なお、衛生委員会も、安全委員会と同様、毎月一回以上開催することとされており、また、当該委員会の運営についての必要な事項は（委員会の招集・議事の決定・専門委員会の設置・委員会規定の改正等に関することを含む）⁽¹⁵⁾、当該委員会で定めるものとされている（労安則三條）。

そして、衛生委員会の会議の開催に要する時間も、安全委員会の会議の開催に要する時間と同様、労働時間として取扱われることになっている。詳細については前記の安全委員会のところを参照されたい。

また、事業者は、衛生委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存しなければならないとされている（労安三條）。この点についても、安全委員会の場合と同様である。

以上に考察したように、衛生委員会は、当該事業場に専属の者にて構成されるのであるが（ただし、産業医については別である）、企業は公害問題に関してもみられるごとく生産に直接結びつかない面に対しては積極的な配慮をしない傾向が大であるし、また、専属の者の場合には組織の一員としての発言力も弱く行動面においても限界が存するもので、よりよく労働衛生を全うするためには、専属でない者すなわち従業員でない者をもその構成員の一員とすべきであろう。

（三）安全衛生委員会

既に述べたところにより、安全委員会および衛生委員会を設置しなければならぬ事業場においては（常時一〇〇人以上の労働者を使用する事業場では業種の如何を問わず衛生委員会を設置しなければならないが、安全委員会については常時一〇〇人以上の労働者を使用する事業場だからといって設置しなければならないということない。すなわち、常時一〇〇人以上の労働

者を使用する事業場で前述の労安令八条所定の業種にして始めて安全委員会をも設置しなければならないということになる）、それぞれその委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができるとされている（労安九條）。このように、安全衛生委員会は、安全委員会および衛生委員会の設置に代えて、それぞれを統括したものととして設置されるところのものである。

安全衛生委員会の行なう業務については、その直接的規定は存しないが、安全衛生委員会は安全委員会の機能と衛生委員会の機能とを合わせ有するものであるから、それは、安全委員会および衛生委員会の両者の行なう業務ということになる。従って、安全衛生委員会の行なう業務は、「労働者の危険および健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること」、「労働災害の原因および再発防止対策で、安全および衛生に係るものに関すること」および「その他労働者の危険および健康障害の防止に関する重要事項」である。詳細等については、前記の安全委員会および衛生委員会のところを参照されたい。

安全衛生委員会の構成は、「総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者」（以下、第一九條第二項第一号の者である委員という）、「安全管理者および衛生管理者のうちから事業者が指名した者」、「当該事業場の労働者で安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者」および「当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者」とで構成されるのである（労安法二條）。なお、その他に、衛生委員会の場合と同様、事業者は、安全衛生委員会の委員に産業医

（専属の産業医でなくとも差し支えない）⁽¹⁶⁾を指名してもよいとされている（労安法二條）。

ここにいう「総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者」、「これに準ずる者」および「安全に
関し経験を有する者」等々については、前記の安全委員会および衛
生委員会のところで述べたと同様であるので、同所を参照されたい。
たとえば、「第一九条第二項第一号の者である委員」には、総括安全
衛生管理者の設置されている事業場ではその者が、設置されていない
事業場では「総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその
事業の実施を統括管理する者」もしくは「これに準ずる者」のうちの
いずれかの者がなることになっている（たとえば、常時五八人の労働者を
使用している製造業の事業場にあつては、安全管理者も衛生管理者も設置され
ているが、総括安全衛生管理者は設置されていない。このような事業場におい
てである。）。

次に、安全衛生委員会の構成人員については、その規制は存してい
ない。しかし、「第一九条第二項第一号の者である委員」については、
一人とされている（（労安法一））。そして、この委員が、安全衛生委員会の議
長にあたることになっている（（同）一）。また、「第一九条第二項第一号
の者である委員以外の委員」については、その半数は、当該事業場に労働
者の過半数で組織する労働組合のあるときにはその労働組合、労働
者の過半数で組織する労働組合のないときには労働者の過半数を代表
する者の推薦に基づいて指名されなければならないとされている（（労安
七条四項））。これら諸点を勘案すると、安全衛生委員会の構成人員は、
安全委員会および衛生委員会と同様、奇数であるといえよう。しか
し、従来の安全衛生委員会の決定（運営）について過半数の決定の規
定が削除された点からすれば、奇数でなければならぬとはい
えないかも知れない。しかしながら、この規定の削除は、「安全・衛
生問題の本来の性格からして、多数決で決するよりも、労使の意見の

合致による方が望ましい⁽¹⁷⁾」との観点からなされたものであるから、如
上のように奇数と解する次第である。この点に関しては、本稿二七頁
および二九頁を参照されたい。

上述の安全衛生委員会の議長および第一九条第二項第一号である者
の委員以外の委員の選任に関しては、当該事業場の労働者の過半数で
組織する労働組合との間における労働協約にて別段の定めがあるとき
には、前述のそれとは異なり、その取決めに従つて選任してよいとさ
れている（（労安法二））。

なお、安全衛生委員会は、安全委員会および衛生委員会と同様、毎
月一回以上開催しなければならないとされており、そして、安全衛生委
員会の運営についての必要な事項も、安全委員会および衛生委員会
の場合同様、当該委員会で定めることになっている（（労安則三））。また、
事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、
これを三年間保存しなければならないとされている（（三）三）。

以上において考察したように、安全衛生委員会は、安全委員会およ
び衛生委員会のそれぞれの設置に代えて、それらを統一するものとし
て設置されるものであるから、それら両者の機能を有してい
るものである。従つて、安全衛生委員会については、安全委員会およ
び衛生委員会のところで述べたと同様の諸点からのアプローチが要求
されるのである。詳細については、同所を参照されたい。

畢竟、労働安全衛生管理のうのために、安全委員会、衛生委員会お
よび安全衛生委員会を設置して、法は、その任に当たらせることにし
ている。しかしながら、当該委員会等の設置されている事業場におい
ては、それらを通して労働安全衛生の全うをなしているのであるが、そ
れらが設置されていない事業場においては、その全うをなさないとい

いうことになる。

そこで、当該委員会等の設置されていない事業場においては、いわゆる、当該委員会等を設置している事業者以外の事業者は、労働安全または労働衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならないとされているのである（労働安全衛生法）。

ここにいう「関係労働者の意見を聴くための機会を設ける」とは、「安全衛生の委員会・労働者の常会および職場懇談会等の労働者の意見を聴くための措置を講ずること」（昭和四七・九・一八基発六〇一号の⁽¹⁹⁾一）をいうのである。

しかし、事業者が右に述べた措置を講じなかったからといって、「…意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない」としているだけであるから、何等かの法的制裁が加えられるというものでもない。ここに、企業は生産第一主義であり、労働安全衛生に対する配慮は第二義的になりがちであるから、問題点を有している。

従って、安全委員会・衛生委員会および安全衛生委員会等を設置しなくてもよい事業場においても、それら委員会に代わる機関（たとえば職場常会）の法的設置が望まれるところである。

これと併行して、産業安全専門官および労働衛生専門官（昭和四七・九・三〇労働省告示四六号「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」参照）そして、労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタント（労働安全衛生法八一条（八七条参照）等の活用が、十分に望まれるところである。

更に、当該委員会等の委員（産業医としての委員を除く）が当該事業場に専属の者でなければならぬとされていること、ならびに、企業が生産第一主義で生産に直接結びつかない労働安全衛生に経費をかけようとしないこと等を勘案する場合、当該事業場の専属の者では、組

織の一員であるということによりその行動面等において限界を有していることは明白であるので、当該事業場に専属でない者をも、当該委員会等の委員（構成員の一員）とするような法的規制が望まれる。

なお、当該委員会等の企業組織上の地位については、いわゆるスタッフかラインかに関する規制は存していないが、当該委員会等は、スタッフとして存在し、労働安全および労働衛生の方針を樹立し、その実施を事業場のラインの長に行なわしめ、その実施等を監視・監督するのを妥当と考える。

実際上も、このような性格をもつものとして位置づけられているものが多い。⁽²⁰⁾しかし、その事由は、私見とは異なる。

私は、「当該委員会等の委員が所定の場合を除き専任でなく他の業務との兼任でよいこと」、「専任の安全管理者・衛生管理者が必ずしも法制上当該委員会等の委員になるとは限っていないこと」および「事業場の組織からして、生産についてはラインの長が指示し、労働安全衛生については当該委員が指示することになつては、従業員に対する指揮系統が煩雑になるということ。いわゆる、二つの指揮系統が一の組織内に存するということは、従業員にとり直属の長が二人になるということ」等の事由により、如上のように、法制上の当該委員会を位置づけるものである。

なおまた、小規模の事業場においては、労働安全衛生管理業務の実施を当該委員会に依存してしまつていゝものも⁽²¹⁾存するが、如上の事由等により、事業場の業種および規模の如何を問わず、当該委員会はスタッフとして位置づけるべきであると考えられる。

最後に、第一節から本稿第四節にわたつて考察したところにより、すなわち、建設物等面からする危害防止のための措置、人の面からする危害防止のための措置、機械・設備等の面からする危害防止のための措置、および管理組織の面からする危害防止のための措置を講ずること

とにより、労働安全衛生の全うを図るべきであると論ずるのであるが、それら各種の措置をより積極的に講ずるためには、そのための資金を要するところである。そして、その面に関しては法制上の規制が存していないので、また、既に述べたような企業の姿勢からして、たとえば、附加価値の何パーセントかをそのための費用として積立るべき等の「金」の面からの措置を、法制上、講ずるようすべきであると思考する次第である。

この「金」の面からする措置については、資本主義社会における企業競争はコスト競争であるといわれるように、個別企業が自主的に人間尊重の精神等の上に立ってその措置を講じた場合には、コスト高となり他社も同一歩調をとらない限りその競争から脱落することになるので、その措置を講じようとしても講じ得ない限界が存する。その故に、法制上、一定の規制(いわゆる予算上の措置についての)をもうけることの必要のあることにもよるのである。(完)

- (1) 松岡三郎著「労働基準法」(増補版)二二二頁、渋谷直蔵著「労働基準法の詳解」二七四、二七五頁参照
- (2)(3) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三六頁
- (4) 渡辺健二著「前掲書」一四一頁、昭和四七・九・一八基発六〇二号(本稿一の注(4)に所収)参照

- (5) 現場の問題解決シリーズ編集委員会編「安全を確保するには」九七頁
- (6)(7) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三六頁
- (8) 労働省大臣官房総務課監修「労働安全衛生法」三頁参照
- (9) 現場の問題解決シリーズ編集委員会編「前掲書」九七頁
- (10) 松岡三郎著「前掲書」二〇八、二〇九頁
- (11)(12)(13) 昭和四七・九・一八基発六〇二号(労働省大臣官房総務課監修「前掲書」四三六頁所収)参照
- (14) 「同書」六二二頁
- (15) 昭和四七・九・一八基発六〇二号の一(「同書」六二二頁所収)参照
- (16)(17) 昭和四七・九・一八基発六〇二号(「同書」六二二頁所収)
- (18) 必要な事項には、委員会の招集・議事の決定・専門委員会の設置・委員会規定の改正等に関するものが含まれる(昭和四七・九・一八基発六〇二号の一)。
- (19) 労働省大臣官房総務課監修「前掲書」六一二頁
- (20) 高梨湛・斉藤一・戸田弘一共著「これからの労働時間・安全・衛生」二五一〜二九二頁、野口三郎著「前掲書」一四六〜一五〇頁参照
- (21) たとえば、高梨湛・斉藤一・戸田弘一共著「前掲書」一三七頁では、安全が生産から遊離するおそれをなくするためにとしている。
- (22) 「同書」一五〇頁、労働省労働基準局労災防止対策部編「安全管理者テキスト」参照